


## ■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。  
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

**\*** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

**CC** : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし : 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。無償で、非営利かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Today OCW 学術俯瞰講義  
Copyright 2013, 高橋哲哉

The University of Tokyo / Today OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series  
Copyright 2013, Tetsuya Takahashi

7

## キリスト教と死刑

## 内村鑑三の場合

- 1) 余輩は人類の罪に対する神の忿怒を離れてキリストの十字架を考えることはできない。  
〔中略〕神は其独子の上に人類のすべての罪を置き給ふたのである。而して彼に在て之を処分し給ふたのである。罪の罪たる事、其恐ろしき事、「罪の価は死なり」と云ふ其事、「血を流すこと有らざれば赦さるる事なし」と云ふ其事、神は如何に罪を憎み給ふ乎、然り罪の義しき適当なる刑罰……是等の事がすべて悉くキリストの十字架に於て顕はれたのである。キリストは茲に人類を代表して人類の受くべき罪の適当なる結果（刑罰）を己が身に受け給ふたのである。（「神の忿怒と贖罪」全集22巻—239頁、以下同様）
- 2) 罪は無代価（ただ）で贖われる者ではない、之を贖ふに代価が要る、〔中略〕其価とは勿論汚るべき金や銀ではない、罪の反対なる徳である、義である、愛である、罪は義と愛とを以てしてのみ贖はるる者である、故に買ふと云ひ、贖ふと云ふは単に引出すと云ふことではない、是は買い取ると云ふことである、貴き代価を払ふて買い取ることである。（「贖罪の弁証」17—284）
- 3) 我等に負債なしと云ふ勿れ、我等は神に対して大なる負債を負ふてゐる、為すべき事を為さぬのみならず、為すべからざる事を為して其償ひは少しも出来て居らぬ、我等の神に対しての借入金証書の額面は頗る巨額である、そして自力を以て之を支払ふ道は全然ないのである、故に誰かが代つて之を支払ひて其証書を破棄せん事を切に願ふのである、そしてキリストは実に此人である、彼はただ証書を破棄したのではない、負債を弁償し皆済して以て証書をして無効ならしめたのである、これ一に彼の功によるのである、されば我等ただ彼を信じ彼に在りさへすれば彼の功の故に我等の負債が支払はれたことになる、従つて我らの証書は事実的に廃棄せられるのである、これ躍るばかりの喜びではないか、これ渾身の赤心をもて感謝すべき事ではないか。（「羅馬書の研究」26—263）
- 4) 苦痛は刑罰なり、我は確かに此事を認む、而して此事を認めて神を賛美し奉る、苦痛は刑罰なり、我罪を犯せしが故に神は我に苦痛を下し給ひて其義を我に顕はし給ふ、〔中略〕苦痛は刑罰の表頭にして刑罰は愛の実証なり、我等に苦痛の臨む間は神我等と偕に存し給ふと信じて可なり。（「犠牲の意義」14—173）
- 5) 人を撃ちて死なしめたる者は必ず殺さるべし」と（十二節）、これ説明を要しない。〔中略〕（死刑廃止論は、）殺人の罪を犯したる者の生命をも之を奪ふべからずと主張す、然しモーセ律は明らかに命じていふ「人を死なしめたる者は必ず殺さるべし」と、厳律これ恩恵の途である、其峻厳苟もせざる正義の要求の下にのみ愛の光は輝くのである。（「出埃及記講義」22—362、364）

トマス・アクィナス『神学大全（第18冊）』（稲垣良典訳）創文社、1985年

第64問第2項 罪人を殺すことは許されるか

「第二については次のように進められる。一罪人 *homines peccatores* を殺すことは許されない、とも考えられる。〈中略〉

他面、その反対の論にいう。〈中略〉

以上に答えて、私はこういうべきだとする。

前述のごとく（第一項）不完全なものが完全なものへと秩序づけられているような仕方で、非理性的な動物が自然本性的に *naturaliter* 人間の使用に供せられるよう秩序づけられているかぎりにおいて、かれらを殺すことは許される。しかるに、すべて部分は全体にたいして、不完全なものが完全なものにたいするよう秩序づけられている。したがって、すべて部分は自然本性的に *naturaliter* 全体のためにある。そしてこのことのゆえに、もし身体全体の福祉のために肢体のいずれかを切断することが適当である場合には一たとえばそれが壊疽になって、他の肢体にも害を及ぼすような場合一それを切り捨てることは賞賛すべく、かつ有益なことである。しかるに、個々の人格はすべて全共同体にたいして、部分が全体にたいするよう秩序づけられている。したがって、もし或る人間が何らかの罪のゆえに、共同体にとって危険であり、それを破壊するおそれがある場合には、共通善 *bonum commune* が保全されるよう、彼が殺されることは賞賛すべく *laudabiliter*、かつ有益なこと *salubriter* である。」(pp.160-162)

⑧

ニーチェ『善悪の彼岸／道徳の系譜』（ニーチェ全集11）ちくま学芸文庫、1993年より

『道徳の系譜』

第二論文 〈負い目〉、〈良心の疚しさ〉、およびその類いのことども pp.430-437

## 文献

V・ユゴー『死刑囚最後の日』岩波文庫

A・カミュ『ギロチン』紀伊國屋書店

S・H・プレジヤン『デッドマン・ウォーキング』徳間書店

団藤重光『死刑廃止論』有斐閣、1991年初版

美達大和『死刑絶対肯定論 無期懲役囚の主張』新潮新書、2010年

森達也『死刑』角川文庫、2013年

一之瀬正樹『死の所有－死刑・殺人・動物利用に向きあう哲学』東京大学出版会、2011年

D・T・ジョンソン、田鎖麻衣子『孤立する日本の死刑』現代人文社、2013年

朴秉植『死刑を止めた国・韓国』インパクト出版会、2012年

R・バダンテール『死刑執行』新潮社、1996年